

専門委員会設置要綱

平成 15 年 6 月 30 日
国土審議会第 1 回調査改革部会決定

(設置)

- 1 国土審議会調査改革部会（以下「部会」という。）に次の専門委員会を置く。
 - 一 企画運営委員会
 - 二 地域の自立・安定小委員会
 - 三 国際連携・持続的発展基盤小委員会
 - 四 持続可能な国土の創造小委員会
 - 五 制度検討委員会

(任務)

- 2 企画運営委員会は、部会に置かれた専門委員会相互間の連絡調整を行う。
- 3 国土の総合的点検に関する専門の事項を調査する専門委員会の任務は、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 地域の自立・安定小委員会は、人口減少、少子・高齢化の下で、広域的な連携等により、人々の暮らしに対する満足感を高めるとともに自立・安定した地域社会を形成する観点から、国土の現状と課題について調査する。
 - 二 国際連携・持続的発展基盤小委員会は、グローバル化の進展を生かした活力ある国土形成や、少子高齢化、投資制約下で我が国の持続的発展のための国土基盤形成に資する観点から、国土の現状と課題について調査する。
 - 三 持続可能な国土の創造小委員会は、安全で自然豊かな国土を創造し、これを適正に管理し、将来の世代に継承する観点から、国土の現状と課題について調査する。
- 4 制度検討委員会は、国土計画制度の改革に関する専門の事項を調査する。

(招集)

- 5 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 6 専門委員会は、専門委員会委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし委員長は、やむを得ない理由により専門委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を専門委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

7 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

8 7のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

9 専門委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において処理する。

(雑則)

10 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成15年6月30日から施行する。

(参考) 調査審議体制

